

「しまね青少年プラン(スサノオ プラン)」第4次改定について(概要)

1. プランの主旨

この計画は、青少年育成施策を総合的・体系的に推進していくために、県の関係部局、各市町村、青少年団体等の関係機関・団体が連携・協働していく指針となるものです。平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱」を踏まえた計画とし、同法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

2. プランの期間・対象となる青少年

(1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5か年計画です。

(2) 青少年の範囲

若者が精神的、社会的自立を遂げるまでの期間の長期化が指摘されていることから、ポスト青年期を含む乳幼児期から40歳未満までを青少年として施策の対象としています。

3. プランの構成

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨及び計画の性格や期間、対象となる青少年について記述しています。

第2章 島根県の青少年を取り巻く現状

青少年を取り巻く現状を、青少年が関わる5つの場「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「就業」ごとに分けて課題等を記述しています。

第3章 青少年育成の基本的な考え方

県で育みたい青少年のあるべき姿(像)について記述しています。

第4章 青少年育成の施策展開

県が取り組む推進方策及び主な施策について記述しています。

第5章 計画の実現に向けて

プランを推進するための体制整備等を記述しています。

4. めざす青少年の像

(1) 主体性・自律性のある青少年

自分の人生に夢や希望、目的意識をもち、自分で考え責任をもって発言や行動ができる「主体性・自律性」のある青少年

(2) 人間性・協調性のある青少年

自分を大切にするとともに他者を尊重し助け合う心、自然環境等を守る心、何事にも感謝する心を持った「人間性・協調性」のある青少年

(3) 社会性・創造性のある青少年

ふるさと島根を愛し、地域社会に貢献できる能力、態度を持った「社会性・創造性」のある青少年